「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市を包括する道府県にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数の管内指定都市の合計数を控除するものとする。）とする。

29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市を包括する道府県にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数の管内指定都市の合計数を控除するものとする。）とする。

30　児童扶養手当支給者数は、平成二十七年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第9号附表2中「支出済額（A列）」の延月人数の全部支給者の数と一部停止者の数の合計数とする。

31　町村部人口は、当該都道府県の人口のうち町村（福祉事務所設置町村を除く。）に係る人口とする。

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、平成二十八年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」及び「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」を合算した数とする。

33　［略］

34　［略］

35　家庭的保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成

「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

30　児童扶養手当支給者数は、平成二十六年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第9号附表2中「支出済額（A列）」の延月人数の全部支給者の数と一部停止者の数の合計数とする。

［新設］

31　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、平成二十七年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」及び「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」を合算した数とする。

32　［同上］

33　［同上］

34　家庭的保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

35　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成